

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案目次

報告第17号	専決処分事項の報告について	1
報告第18号	専決処分事項の報告について	3
報告第19号	専決処分事項の報告について	5
報告第20号	専決処分事項の報告について	7
報告第21号	専決処分事項の報告について	9
報告第22号	専決処分事項の報告について	11
報告第23号	専決処分事項の報告について	13
報告第24号	専決処分事項の報告について	15
報告第25号	専決処分事項の報告について	17
議案第90号	廿日市市浅原交流拠点施設設置及び管理条例	19
議案第91号	廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例	27
議案第92号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第93号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第94号	廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例	49
議案第95号	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例及び廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例	53
議案第96号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	57
議案第97号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	61
議案第98号	廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	65
議案第99号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	69

議案第100号	廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する 条例の一部を改正する条例	…… 7 3
議案第106号	工事請負契約の締結について	…… 7 7
議案第107号	市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画） の変更について	… 7 9
議案第108号	市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画） の変更について	… 8 3
議案第109号	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更に ついて	…… 8 7
議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 8 9
議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 9 1
議案第112号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 9 3
議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 9 5
議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 9 7
議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 9 9
議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 1 0 1
議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 1 0 3
議案第118号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 1 0 5
議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 1 0 7
議案第120号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 1 0 9
議案第121号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 1 1 1
議案第122号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 1 1 3
議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 1 1 5
議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 1 1 7
議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 1 1 9
議案第126号	損害賠償の額を定めることについて	…… 1 2 3
議案第127号	損害賠償の額を定めることについて	…… 1 2 5
議案第128号	財産の取得について	…… 1 2 7
議案第129号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	… 1 3 1

報告第 17 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 広島県市町総合事務組合同規約の変更について

広島県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

広島県市町総合事務組合同規約（昭和 35 年指令地第 803 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「宮島競艇施行組合」を「宮島ボートレース企業団」に改める。

別表第 2 中「宮島競艇施行組合」を「宮島ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 専決処分年月日 平成 30 年 11 月 1 日

(参考事項)

広島県市町総合事務組合の構成団体である地方公共団体の名称変更に伴う組合規約の変更をすることについて、関係地方公共団体と協議を行うため、専決処分したものである。

報告第 18 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 93,657 円

債 権 者 山口県周南市御幸通一丁目 10 番

三井住友海上火災保険株式会社徳山保険金お支払
センター

所長 小 林 康一郎

2 専決処分年月日 平成 30 年 11 月 5 日

(参考事項)

平成30年5月8日市道阿品高通線路上で発生した路面不全事故に伴う
損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 19 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 35,925 円

2 専決処分年月日 平成 30 年 11 月 21 日

(参考事項)

平成30年7月8日市道宮内更地線路上で発生した路面不全事故に伴う
損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 20 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 9, 031 円

2 専決処分年月日 平成 30 年 11 月 21 日

(参考事項)

平成30年7月9日市道串戸畑口線路上で発生した路面不全事故に伴う
損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 2 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 2, 1 3 0 円

- 2 専決処分年月日 平成 3 0 年 1 1 月 1 2 日

(参考事項)

平成30年7月9日市道串戸畑口線路上で発生した路面不全事故に伴う
損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 2 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 3 8 , 1 9 5 円

2 専決処分年月日 平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日

(参考事項)

平成30年7月7日佐方小学校で発生した造成法面崩壊事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 2 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 9, 1 8 0 円

2 専決処分年月日 平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日

(参考事項)

平成30年7月7日佐方小学校で発生した造成法面崩壊事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 2 4 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 4 1 3 , 6 7 3 円

- 2 専決処分年月日 平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日

(参考事項)

平成30年7月7日佐方小学校で発生した造成法面崩壊事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 2 5 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 4 3 1 , 4 4 9 円

債 権 者 広島市中区国泰寺町一丁目 8 番 1 3 号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社中国損害

サービス部広島第一サービスセンター

所長 幡 鎌 寿 一

2 専決処分年月日 平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日

(参考事項)

平成30年7月7日佐方小学校で発生した造成法面崩壊事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 9 0 号

廿日市市浅原交流拠点施設設置及び管理条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市浅原交流拠点施設設置及び管理条例

(設置)

第1条 地域資源の活用による広域的な交流を促進し、もって地域の活力の創出に資するため、廿日市市浅原交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 拠点施設の位置は、廿日市市浅原2662番地3とする。

(施設の構成)

第3条 拠点施設は、次の施設で構成する。

- (1) 交流会館
- (2) 交流広場
- (3) 交流ホール

(事業)

第4条 拠点施設は、次の事業を行う。

- (1) 市民と来訪者との交流促進に関すること。
- (2) 地域の活力を創出する事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 地域の魅力を広く情報発信すること。
- (4) その他拠点施設の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(使用時間等)

第5条 拠点施設の使用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更し、又は休館日以外の日に拠点施設の全部若しくは一部を休館し、又は休館日に拠点施設の全部若しくは一部を開館することができる。

(使用の許可)

第6条 拠点施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とす

る。

2 市長は、前項の許可をする場合において、拠点施設の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、申請者の施設等の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 公益上必要があると認める場合を除くほか、専ら営利を目的として使用するとき。

(4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料の納付等)

第8条 別表第2に掲げる施設等を使用する者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料（シャワーの使用に係るものを除く。）は、第6条第1項の施設等の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、施設等の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第7条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(指定管理者による管理等)

第10条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が拠点施設の管理を行う場合には、拠点施設を利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

3 第5条から前条まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第5条	使用時間	利用時間
	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第6条	使用	利用
	市長	指定管理者
第7条	市長	指定管理者
	使用	利用
第8条第1項	使用	利用
	同表に定める使用料	同表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金
第8条第2項	使用料	利用料金
	使用	利用
	市長	指定管理者
第8条第3項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第8条第4項	使用料	利用料金

	市長	指定管理者
第 9 条	市長	指定管理者
	使用	利用
別表第 1	使用時間	利用時間
別表第 2	使用料	利用料金
別表第 2 の備考	使用者	利用者
	使用	利用
	使用料	利用料金

(指定管理者の指定の申請)

第 1 1 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 1 2 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る拠点施設の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、拠点施設の利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、拠点施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、地域の実情に適合したものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、拠点施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第 1 3 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 4 条各号に掲げる事業

- (2) 拠点施設の利用の許可に関する業務
 - (3) 利用料金の徴収に関する業務
 - (4) 拠点施設の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の運営に関して市長が必要と認める業務
- (事業報告書の作成及び提出)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第15条 市長は、拠点施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、拠点施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

区分	使用時間	休館日
----	------	-----

交流会館	9時から17時まで	火曜日及び水曜日並びに1 2月29日から翌年1月3 日までの日
交流広場	9時から21時30分 まで	12月29日から翌年1月 3日までの日
交流ホール	9時から21時30分 まで	12月29日から翌年1月 3日までの日

別表第2（第8条関係）

区分	単位	使用料
交流広場（上段）	1時間までごとに	130円
交流広場（下段）	1時間までごとに	370円
交流ホール	1時間までごとに	440円
屋外照明設備	1時間までごとに	250円
シャワー	1人1回につき	100円

備考 使用者が拠点施設の設置の目的以外に使用する場合における使用料の額は、この表（シャワーを除く。）に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。

(提案理由)

地域資源の活用による広域的な交流を促進し、もって地域の活力の創出に資することを目的に、廿日市市浅原交流拠点施設を設置し、その管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 1 号

廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例

廿日市市個人情報保護条例（平成１２年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

第２条中第８項を第１０項とし、第３項から第７項までを２項ずつ繰り下げ、第２項の次に次の２項を加える。

３ この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）第２条第３項に規定する個人識別符号をいう。

４ この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第２条第４項に規定する要配慮個人情報をいう。

第６条第１項第５号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項中

第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第 7 条第 4 項中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第 13 条の 2 第 3 号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第 19 条第 2 項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、個人情報の定義を明確化するとともに、要配慮個人情報の取扱いを定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 2 号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「4, 200円」を「4, 400円」に改め、同項ただし書中「6, 300円」を「6, 600円」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500

33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		

70	233, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	233, 700	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	234, 500	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	236, 000	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	236, 700	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	239, 600	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600			
95		295, 200	343, 100			
96		295, 600	343, 500			
97		295, 800	343, 700			
98		296, 100	344, 100			
99		296, 500	344, 500			
100		296, 900	344, 800			
101		297, 100	345, 100			
102		297, 400	345, 500			
103		297, 800	345, 900			
104		298, 100	346, 300			
105		298, 300	346, 800			
106		298, 600	347, 200			
107		299, 000	347, 600			

	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100

33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500
34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200
35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900
36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500
37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900
38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600
39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300
40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000
41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400
42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000
43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700
44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300
45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100
46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	

70	272, 600	291, 400	315, 000	360, 900	405, 700	419, 100	436, 600
71	274, 000	293, 000	316, 300	362, 200	406, 300	419, 400	436, 900
72	275, 300	294, 600	317, 800	363, 600	406, 800	419, 700	437, 200
73	276, 500	295, 800	318, 500	364, 800	407, 300	420, 000	437, 400
74	277, 900	297, 200	320, 100	366, 000	407, 700	420, 300	437, 700
75	279, 300	298, 700	321, 600	367, 300	408, 200	420, 600	438, 000
76	280, 500	300, 200	323, 300	368, 600	408, 700	420, 900	438, 300
77	281, 600	301, 100	325, 100	369, 900	409, 200	421, 100	438, 500
78	282, 800	302, 600	326, 800	371, 100	409, 700	421, 400	438, 800
79	284, 000	303, 800	328, 400	372, 300	410, 300	421, 700	439, 100
80	285, 000	305, 300	330, 000	373, 500	410, 800	422, 000	439, 400
81	286, 100	306, 600	331, 700	374, 700	411, 200	422, 200	439, 600
82	287, 300	308, 000	333, 400	375, 900	411, 800	422, 500	439, 900
83	288, 600	309, 100	335, 000	377, 000	412, 300	422, 800	440, 200
84	289, 900	310, 500	336, 700	378, 200	412, 500	423, 000	440, 500
85	291, 000	311, 400	338, 100	379, 300	412, 800	423, 200	440, 700
86	292, 200	312, 900	339, 600	379, 900	413, 300	423, 500	
87	293, 100	314, 200	341, 100	380, 400	413, 600	423, 800	
88	294, 300	315, 700	342, 600	381, 000	413, 900	424, 000	
89	295, 300	317, 200	343, 900	381, 600	414, 200	424, 200	
90	296, 500	318, 700	345, 100	382, 200	414, 600	424, 500	
91	297, 600	320, 100	346, 400	382, 800	415, 000	424, 800	
92	298, 800	321, 600	347, 700	383, 400	415, 400	425, 000	
93	299, 300	322, 900	349, 100	383, 700	415, 700	425, 200	
94	300, 600	324, 200	350, 600	384, 200			
95	301, 700	325, 600	352, 100	384, 800			
96	303, 000	326, 900	353, 600	385, 300			
97	304, 100	328, 100	354, 900	385, 700			
98	305, 300	329, 400	356, 100	386, 100			
99	306, 500	330, 700	357, 200	386, 700			
100	307, 700	332, 000	358, 400	387, 200			
101	308, 900	333, 400	359, 500	387, 600			
102	309, 900	334, 300	360, 600	388, 100			
103	311, 000	335, 400	361, 700	388, 700			
104	312, 000	336, 600	362, 900	389, 200			
105	312, 800	337, 700	364, 100	389, 500			
106	313, 400	338, 800	364, 600	389, 900			
107	314, 000	339, 800	365, 200	390, 400			

108	314, 700	340, 900	365, 800	390, 700				
109	315, 200	342, 100	366, 400	391, 000				
110	315, 700	343, 100	366, 900	391, 500				
111	316, 200	344, 100	367, 400	392, 000				
112	316, 800	345, 000	367, 900	392, 500				
113	317, 600	345, 900	368, 300	392, 800				
114	318, 300	346, 800	368, 700	393, 300				
115	319, 000	347, 800	369, 300	393, 800				
116	319, 700	348, 800	369, 800	394, 300				
117	320, 300	349, 800	370, 200	394, 600				
118	321, 100	350, 300	370, 700	395, 100				
119	321, 800	350, 900	371, 300	395, 600				
120	322, 600	351, 500	371, 800	396, 100				
121	323, 200	351, 800	372, 000	396, 500				
122	323, 500	352, 200	372, 500	397, 000				
123	324, 000	352, 700	373, 000	397, 400				
124	324, 500	353, 100	373, 400	397, 900				
125	324, 800	353, 500	373, 900	398, 300				
126		353, 900	374, 400					
127		354, 400	374, 900					
128		354, 800	375, 400					
129		355, 200	375, 700					
130		355, 600	376, 200					
131		356, 000	376, 700					
132		356, 400	377, 200					
133		356, 600	377, 500					
134		357, 100	378, 000					
135		357, 500	378, 400					
136		357, 800	378, 800					
137		358, 100	379, 100					
138		358, 500	379, 600					
139		359, 000	380, 100					
140		359, 500	380, 600					
141		359, 800	380, 900					
142		360, 300						
143		360, 800						
144		361, 300						

	145		361,600						
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第5項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の72.5」に改め、「、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と」を削る。

第24条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000

第8条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第21条第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第7条第1項の表の規定は平成30年4月1日から、改正後の給与条例第24条第2項の規定及び改正後の任期付条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告を考慮し、職員の給料月額などの改定を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 3 号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の212.5」を「100分の222.5」に改め、「100分の137.5」とあるのは「100分の232.5」とを削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）第3条第4項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて平成30年12月に市議会議員、市長、副市長及び教育長に支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 4 号

廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例案を
次のように提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成１９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１号中「地方公共団体が経営しようとする場合を除き、」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、地方公共団体が経営しようとするとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成３１年１月１日から施行する。

(提案理由)

墓地等を経営する場合における当該墓地等の設置場所の基準について、その要件の一部を緩和するため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 5 号

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例及び廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例及び廿日市市ひとり
親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

(廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第1条 廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項に次のただし書を加える。

ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど、特別な事情があると市長が認めた者は、この限りでない。

(廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

第2条 廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号に次のただし書を加える。

ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど、特別な事情があると市長が認めた者は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布日から施行し、第1条の規定による改正後の廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の規定及び第2条の規定による改正後の廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(提案理由)

広島県の福祉医療費公費負担事業において、医療費の支給に係る所得制限等の特例が設けられたことに伴い、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給について、所得制限等の特例を設けるため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 6 号

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例

廿日市市保育園条例（昭和 6 3 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名 称	位 置
佐方保育園	廿日市市城内三丁目 5 番 1 6 号
平良保育園	廿日市市平良一丁目 2 1 番 8 号
原保育園	廿日市市原 9 6 7 番地
宮内保育園	廿日市市宮内 1 5 0 8 番地 2
宮園保育園	廿日市市宮園一丁目 1 番地
串戸保育園	廿日市市串戸二丁目 1 3 番 3 号
地御前保育園	廿日市市地御前四丁目 4 番 3 0 号
阿品台東保育園	廿日市市阿品台東 3 番 3 7 号
阿品台西保育園	廿日市市阿品台西 6 番 6 3 号
友和保育園	廿日市市友田 3 0 番地 1
津田保育園	廿日市市津田 4 1 6 0 番地 1
吉和保育園	廿日市市吉和 1 5 1 3 番地
深江保育園	廿日市市深江二丁目 1 1 番 2 5 号
池田保育園	廿日市市物見西三丁目 7 番 1 0 号
いもせ保育園	廿日市市大野原二丁目 1 0 番 3 号
梅原保育園	廿日市市梅原二丁目 5 番 1 2 号
鳴川保育園	廿日市市大野 1 6 6 4 番地 6

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

廿日市保育園及び丸石保育園が、公私連携型保育所に移行することに伴い、当該保育園を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 7 号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の
一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「第10条の2の2第2号」を「第10条の3第4項第2号」に改める。

第3条第3号中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法施行規則の一部が改正されたことにより、条例で引用している同規則の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 8 号

廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成１９年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

第１条及び第２条中「廿日市市長」を「廿日市市議会議員及び廿日市市長」に改める。

附 則

- １ この条例は、平成３１年３月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、市議会議員の選挙における候補者の選挙運動用ビラの作成について、国政選挙の場合に準じて無料とするため、この条例案を提出するものである。

議案第 99 号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 12 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

廿日市市火災予防条例（昭和３７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第４８条第１項中「第３２条の４第１号、第３２条の５第４号及び第３２条の６第２号」を「第３２条の４第２項第１号、第３２条の５第２項第４号及び第３２条の６第２項第２号」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第４８条の２ 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

２ 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

３ 第１項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成３２年４月１日から施行する。ただし、第４８条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することに関して必要な事項を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 1 0 0 号

廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和４２年条例第
１号）の一部を次のように改正する。

別表廿日市市廿日市消防署の項管轄区域の欄中「、陽光台五丁目、玖島、
永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道及び栗栖」を
「及び陽光台五丁目」に改め、廿日市市廿日市消防署の項の次に次のよう
に加える。

廿日市市佐伯 消防署	廿日市市津田１１ ４７番地１０	玖島、永原、峠、友田、河津原、 渡瀬、津田、浅原、虫所山、飯 山、中道及び栗栖の区域
---------------	--------------------	--

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

(提案理由)

旧佐伯町の区域の消防力の充実及び指揮命令系統の強化に資することを目的に、当該区域に設置する消防署の位置及び名称並びに管轄区域を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 106 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり阿品台中学校特別教室棟及び管理特別教室棟大規模改修工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 阿品台中学校特別教室棟及び管理特別教室棟大規模改修工事
- 2 工事場所 廿日市市阿品台東 1 番 1 号
- 3 請負金額 498,960,000 円
- 4 請 負 者 廿日市市梅原一丁目 4 番 39 号
株式会社 竹内
代表取締役 竹 内 朗

(提案理由)

阿品台中学校特別教室棟及び管理特別教室棟大規模改修工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 107 号

市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）の変更に
ついて

市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）を次のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

次のとおり市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）を変更する。

Ⅳの1の（1）中「醸成しながら、地域の振興を図るよう、その財政基盤となる合併市町村振興基金[※]の造成について検討します」を「醸成するための事業に要する費用を積み立てる基金を設置し、地域の振興を図ります」に改める。

Ⅳの1の■主な事業の表市民活動の活性化の部に次のように加える。

まちづくり推進基金積立事業	○地域振興に係る事業のための基金設置
---------------	--------------------

Ⅵの2の（2）を次のように改める。

(2) 歳入・歳出

■歳入

(単位：百万円)

年 度 項 目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合 計
地 方 税 [※]	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,305	15,349	15,601	15,330	16,044	16,088	16,054	14,945	14,878	236,738
地方交付税 [※]	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	10,089	9,724	9,573	9,324	9,086	8,981	8,896	8,502	8,528	129,998
国・県支出金	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	6,846	8,617	8,099	8,549	10,499	10,264	11,590	8,158	8,020	119,772
地 方 債 [※]	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	4,351	5,333	6,394	6,174	4,714	7,173	10,772	8,334	4,622	88,647
そ の 他	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,524	5,736	6,753	8,426	6,831	9,231	9,570	7,431	7,666	108,467
歳入合計	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,115	44,759	46,420	47,803	47,174	51,737	56,882	47,370	43,714	683,622

■歳出

(単位：百万円)

年 度 項 目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合 計
人 件 費	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,140	8,730	8,915	8,907	8,811	8,933	8,865	8,770	8,582	135,279
扶 助 費 [※]	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,033	7,269	7,794	8,136	9,047	8,963	9,212	9,070	9,285	106,963
公 債 費 [※]	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,559	6,573	6,497	7,675	5,840	6,983	5,632	5,998	6,380	97,886
物 件 費 [※]	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,742	6,519	6,852	7,067	7,133	7,147	7,314	6,394	6,101	97,242
投資的経費 [※]	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	3,836	5,736	6,118	6,992	6,823	10,704	17,617	4,677	4,490	105,866
そ の 他	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,830	9,551	9,700	8,400	9,126	8,325	8,066	12,461	8,876	131,664
歳出合計	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	42,140	44,378	45,876	47,177	46,780	51,055	56,706	47,370	43,714	674,900

注 平成18(2006)年度から平成29(2017)年度までは決算額。平成30(2018)年度は決算見込額。

用語解説中「合併市町村振興基金 合併後の市町村が、新市町村の一体感の醸成や旧市町村単位の地域振興等のために設ける基金のこと。」を削る。

（提案理由）

地域の一体感の醸成を目的として、まちづくり推進基金積立事業を市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）に加えるなどのため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 108 号

市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）の変更に
ついて

市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）を次のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

次のとおり市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）を変更する。

IVの4の（1）中「地域の一体感を醸成しながら、多様な住民活動を支え、地域の振興が図られるよう、旧庁舎等を建て替えて住民活動の場の整備を図るとともに、住民活動の財政基盤となる合併市町村振興基金^{*}の造成について検討します」を「旧庁舎等を建て替えて住民活動の場の整備を図るとともに、多様な住民活動を支え、地域の一体感を醸成するための事業に要する費用を積み立てる基金を設置し、地域の振興を図ります」に改める。

IVの4の■主な事業の表多様な社会参画の推進の部に次のように加える。

まちづくり推進基金積立事業	○地域振興に係る事業のための基金設置
---------------	--------------------

VIの2の（2）を次のように改める。

(2) 歳入・歳出

■歳入

(単位：百万円)

年 度 項 目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合 計
地 方 税 [※]	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,305	15,349	15,601	15,330	16,044	16,088	16,054	14,945	14,878	236,738
地方交付税 [※]	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	10,089	9,724	9,573	9,324	9,086	8,981	8,896	8,502	8,528	129,998
国・県支出金	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	6,846	8,617	8,099	8,549	10,499	10,264	11,590	8,158	8,020	119,772
地 方 債 [※]	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	4,351	5,333	6,394	6,174	4,714	7,173	10,772	8,334	4,622	88,647
そ の 他	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,524	5,736	6,753	8,426	6,831	9,231	9,570	7,431	7,666	108,467
歳入合計	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,115	44,759	46,420	47,803	47,174	51,737	56,882	47,370	43,714	683,622

■歳出

(単位：百万円)

年 度 項 目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合 計
人 件 費	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,140	8,730	8,915	8,907	8,811	8,933	8,865	8,770	8,582	135,279
扶 助 費 [※]	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,033	7,269	7,794	8,136	9,047	8,963	9,212	9,070	9,285	106,963
公 債 費 [※]	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,559	6,573	6,497	7,675	5,840	6,983	5,632	5,998	6,380	97,886
物 件 費 [※]	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,742	6,519	6,852	7,067	7,133	7,147	7,314	6,394	6,101	97,242
投資的経費 [※]	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	3,836	5,736	6,118	6,992	6,823	10,704	17,617	4,677	4,490	105,866
そ の 他	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,830	9,551	9,700	8,400	9,126	8,325	8,066	12,461	8,876	131,664
歳出合計	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	42,140	44,378	45,876	47,177	46,780	51,055	56,706	47,370	43,714	674,900

注 平成18(2006)年度から平成29(2017)年度までは決算額。平成30(2018)年度は決算見込額。

用語解説中「合併市町村振興基金 合併後の市町村が、新市町村の一体感の醸成や旧市町村単位の地域振興等のために設ける基金のこと。」を削る。

（提案理由）

地域の一体感の醸成を目的として、まちづくり推進基金積立事業を市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）に加えるなどのため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 109 号

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地が廿日市市の区域内に生じたことを確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により、当該土地を同表右欄に掲げる町の区域に編入することについて、市議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

左 欄		右 欄
位 置	面 積	
廿日市市宮島口一丁目 90 97 の 3 の地先	4, 352.61 平方メートル	廿日市市宮島口一丁目

(提案理由)

公有水面の埋立てにより廿日市市の区域内に新たに土地が生じたので、その旨を確認するとともに町の区域を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 0 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市産業交流センター設置及び管理条例（平成 1 4 年条例第 2 2 号）
第 1 2 条の規定により、次のとおり廿日市市産業交流センターの指定管理
者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市産業交流センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町 5 番 1 号

廿日市商工会議所

会頭 細 川 匡

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市産業交流センターの指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市宮島商工会館設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 5 1 号）第 1 2 条の規定により、次のとおり廿日市市宮島商工会館の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 公の施設の名称
廿日市市宮島商工会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市宮島町 5 2 7 番地 1
宮島町商工会
会長 梅 林 保 雄
- 3 指定の期間
平成 3 1 年 4 月 1 日から
平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市宮島商工会館の指定管理者の指定期間が、平成３１年３月３１日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 4 0 号）第 1 2 条の規定により、次のとおり廿日市市岩倉ファームパークの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市岩倉ファームパーク

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町 5 番 1 号

一般社団法人 はつかいち観光協会

代表理事 塩 田 均

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市岩倉ファームパークの指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 5 4 号）第 1 5 条の規定により、次のとおり廿日市市宮島包ヶ浦自然公園の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市地御前 2 1 8 番 1 6 号

株式会社 E L E O S

代表取締役 岩 崎 竜 三

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園の指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 6 号）第 2 0 条の規定により、次のとおり国民宿舎（みやじま杜の宿）の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

国民宿舎（みやじま杜の宿）

2 指定管理者となる団体の名称

合人社・東洋観光グループ

代表者 広島市中区袋町 4 番 3 1 号

株式会社 合人社計画研究所

代表取締役 福 井 滋

構成員 広島市中区胡町 5 番 1 2 号

東洋観光株式会社

代表取締役 今 井 誠 則

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

国民宿舎（みやじま杜の宿）の指定管理者の指定期間が、平成３１年３月３１日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場設置及び管理条例（平成 2 2 年条例第 8 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 公の施設の名称
廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市宮浜温泉三丁目 5 番 2 7 号
宮浜温泉地域管理組合
組合長 上 野 純 一
- 3 指定の期間
平成 3 1 年 4 月 1 日から
平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 6 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 3 2 号）第 1 5 条の規定により、次のとおり廿日市市吉和魅惑の里の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市吉和魅惑の里

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市栗栖 5 0 8 番地

株式会社 広島リゾート

代表取締役 中 本 雅 生

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市吉和魅惑の里の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例（昭和 5 4 年条例第 2 3 号）
第 1 3 条の規定により、次のとおり廿日市漁船等巻揚施設の指定管理者を
指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 公の施設の名称
廿日市漁船等巻揚施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市地御前五丁目 1 0 番 8 号
地御前漁業協同組合
代表理事 吉 岡 晃
- 3 指定の期間
平成 3 1 年 4 月 1 日から
平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 8 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例（昭和 5 4 年条例第 2 3 号）
第 1 3 条の規定により、次のとおり大野漁船等巻揚施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 公の施設の名称
大野漁船等巻揚施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市沖塩屋三丁目 4 番 2 1 号
大野町漁業協同組合
代表理事 畑 野 利 男
- 3 指定の期間
平成 3 1 年 4 月 1 日から
平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

大野漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 9 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例（昭和 5 4 年条例第 2 3 号）
第 1 3 条の規定により、次のとおり宮島漁船等巻揚施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

宮島漁船等巻揚施設

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮島町 9 7 4 番地 9

宮島漁業協同組合

代表理事 森 脇 賢

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

宮島漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 0 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例（平成 1 3 年条例第 1 6 号）第 1 3 条の規定により、次のとおり廿日市市総合健康福祉センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市総合健康福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 蛭 江 紀 雄

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市総合健康福祉センターの指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市吉和福祉センター設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 4 7 号）
第 1 3 条の規定により、次のとおり廿日市市吉和福祉センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市吉和福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 蛭 江 紀 雄

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市吉和福祉センターの指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 6 3 号）第 1 3 条の規定により、次のとおり廿日市市大野福祉保健センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市大野福祉保健センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市大野 1 6 8 0 番地 3

社会福祉法人 いもせ聚楽会

理事長 櫻 井 正 弥

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市大野福祉保健センターの指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市宮島福祉センター設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 6 4 号）
第 1 3 条の規定により、次のとおり廿日市市宮島福祉センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市宮島福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 蛭 江 紀 雄

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市宮島福祉センターの指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

はつかいち文化ホール設置及び管理条例（平成 8 年条例第 1 2 号）第 1 3 条及びはつかいち美術ギャラリー設置及び管理条例（平成 8 年条例第 1 3 号）第 1 3 条の規定により、次のとおりはつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリーの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

はつかいち文化ホール

はつかいち美術ギャラリー

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

公益財団法人 廿日市市芸術文化振興事業団

代表理事 濱 本 恵 康

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリーの指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市公園条例（昭和 6 3 年条例第 2 1 号）第 2 7 条及び廿日市市サッカー場設置及び管理条例（平成 1 8 年条例第 4 3 号）第 1 2 条の規定により、次のとおり廿日市市スポーツセンター、峰高公園多目的広場、佐伯総合スポーツ公園体育館、佐伯総合スポーツ公園野球場、佐伯総合スポーツ公園陸上競技場及び佐伯総合スポーツ公園テニスコート並びに廿日市市サッカー場の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市スポーツセンター

峰高公園多目的広場

佐伯総合スポーツ公園体育館

佐伯総合スポーツ公園野球場

佐伯総合スポーツ公園陸上競技場

佐伯総合スポーツ公園テニスコート

廿日市市サッカー場

2 指定管理者となる団体の名称

イズミテクノ・シンコースポーツ共同企業体

代表者 広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号

株式会社 イズミテクノ

代表取締役 徳 田 隆

構成員 広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号

シンコースポーツ中国株式会社

代表取締役 石 崎 克 己

3 指定の期間

平成31年4月1日から

平成36年3月31日まで

（提案理由）

廿日市市スポーツセンター、峰高公園多目的広場、佐伯総合スポーツ公園体育館、佐伯総合スポーツ公園野球場、佐伯総合スポーツ公園陸上競技場及び佐伯総合スポーツ公園テニスコート並びに廿日市市サッカー場の指定管理者の指定期間が、平成３１年３月３１日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 6 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 損害賠償額 1 5, 2 5 7, 2 2 3 円

(提案理由)

平成30年7月7日佐方小学校で発生した造成法面崩壊事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 7 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 損害賠償額 2, 4 7 3, 4 4 0 円

2 債 権 者 広島市中区基町 1 1 番 1 0 号

A I G 損害保険株式会社中国・四国損害サービス部広島第一サービスセンター

サービスセンター長 小 松 充 正

(提案理由)

平成30年7月7日佐方小学校で発生した造成法面崩壊事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 8 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 財産の表示

- (1) 所 在 廿日市市地御前一丁目 1 0 0 7 番地 7、1 0 0 7 番地 8、
1 0 0 7 番地 1 0、1 0 0 7 番地 2 2
種 別 建 物
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建て
床面積 1 1，1 2 2．8 6 平方メートルのうち 3，1 0 1．2 9
平方メートル
- (2) 所 在 廿日市市地御前一丁目 1 0 0 7 番地 1 8、1 0 0 7 番地 6、
1 0 0 7 番地 2 0、1 0 0 7 番地 1、1 0 0 7 番地 1 1、
1 0 0 7 番地 1 6、1 0 0 7 番地 1 2、1 0 0 7 番地 9、
1 0 0 7 番地 1 4、1 0 0 7 番地 2 1、1 0 0 7 番地 1 7
種 別 建 物
構 造 鉄骨造陸屋根 5 階建て
床面積 7，9 3 3．2 7 平方メートル
- 2 取得価格 1 4 9，4 2 2，8 2 2 円
- 3 相 手 方 廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号
廿日市市土地開発公社

理事長 原 田 忠 明

(提案理由)

地域医療拠点等整備事業の用地に存する建物を取得しようとするものであるが、買い入れようとする建物の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 9 号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）
第 4 条第 2 項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会委員に任命する
ことについて、市議会の同意を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 岡 本 美紀子

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員山田恭子が、平成３０年１１月３０日をもって辞職したので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。

